

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社エブリイ、株式会社ププレひまわり及び株式会社ユーホー（以下「乙」という。）は、福山市地域防災計画 震災対策編 第2章 第3節「備蓄計画」に基づき、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、緑町公園等の避難住民を救援するための物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して乙の保有物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 保有物資の優先供給期間は、災害発生直後からの3日間とする。

（供給物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 衣類
- (4) 日常生活品
- (5) 医薬品、医療材料
- (6) その他甲が指定する物資

（要請手続き）

第5条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（受け取り及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定し、甲は指定場所へ職員を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（未使用物資の引き取り）

第7条 前条の規定により甲が受け取った物資のうち、未使用のものについては、甲の求めにより乙はこれを引き取るものとする。ただし、著しく商品価値が低下したものについては、この限りではない。

(費用の負担)

第8条 第3条の規定により乙が供給した物資の対価については、甲乙協議の上、決定する。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協議)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い決定する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2011年(平成23年)8月29日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市南蔵王町二丁目10番22号
株式会社 エブリイ
代表取締役 岡崎 雅廣

福山市西新涯町二丁目10番11号
株式会社 プレひまわり
代表取締役社長 梶原 秀樹

福山市多治米町六丁目3番5号
株式会社 ユーホー
代表取締役社長 佐藤 哲士

(様式 第5条関係)

物資供給に関する要請書

年 月 日
様 福山市長 (災害対策本部長)
災害時における物資供給に関する協定書第5条に基づき次のとおり要請します。
1 食料品
2 飲料品
3 衣類
4 日用生活品
5 医薬品, 医療材料
6 その他
※ 連絡事項
市の要請担当者 所属・名前： 電 話： F A X：

(様式 第9条関係)

年 月 日

供給可能物資及び数量報告書

(年 月 日現在)

福 山 市 長 様
(企画総務局総務部危機管理防災課)

所 在 地

名 称

代 表 者

電 話 番 号

災害時における物資供給に関する協定書第9条の規定により、供給可能な物資及び数量を別紙のとおり報告します。

(記入上の注意)

- 1 数量には、単位を付けてください。
- 2 物資が、多数である場合には、概数でかまいません。

(別紙)

供給可能物資及び数量一覧

	品名	供給可能数量	主要保有場所	備考
1 食糧品				
2 飲料品				
3 衣類				
4 日常生活品				
5 医薬品等				
6 その他				